◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３０３号（H27.　6. 12）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝１０件（６月５日～６月１１日分）
（１）乗合バスと乗用車の衝突事故
（２）乗合バスの死傷事故
（３）乗合バスの車内事故
（４）高速乗合バスの火災事故
（５）法人タクシーの死傷事故
（６）法人タクシーの転落事故
（７）法人タクシーの衝突事故
（８）タンクセミトレーラの横転事故
（９）トラックの衝突横転事故
（１０）タンク車の毒物漏洩事故
２.「不正改造車を排除する運動」強化月間中です！
３.乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
４．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
５．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
６．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
７．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
８．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
９．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１０．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
１１.運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
１２．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１３．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１５．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝１０件】（６月５日～６月１１日分）

（１）乗合バスと乗用車の衝突事故

６月５日（金）午後７時３０分頃、長野県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１名を乗せて運行中、乗用車と正面衝突した。

この事故により、乗用車の運転者が死亡した。

事故は、乗用車が対向車線にはみ出して乗合バスに衝突した模様。

（２）乗合バスの死傷事故

６月６日（土）午前１０時４５分頃、高知県の市道において、同県に営業所を置く乗合バス（乗客なし）が運行中、歩行者をはねた。

この事故により、歩行者は病院へ搬送されたが死亡した。

事故は、歩行者が道路の左側から、バスの直前に飛び出してきた模様。

（３）乗合バスの車内事故

６月７日（日）午後３時３０分頃、東京都の道路において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客約２０名を乗せて運行中、車内事故が発生した。

この事故により、乗客１名が重傷を負った。

事故は、乗客が完全に着座する前に、運転者がバスを発進させたため、当該乗客が転倒した模様。

（４）高速乗合バスの火災事故

６月１０日（水）午前２時３０分頃、愛知県の高速道路において、東京都に営業所を置く高速乗合バスが乗客１３名を乗せて運行中、火災事故が発生した。

この事故による負傷者はない。

事故は、バスの右側前輪付近から煙が出ていることに気付き停車させ、消火活動を行うとともに、消防により約５０分後に消火した模様。

（５）法人タクシーの死傷事故

６月５日（金）午後１０時３２分頃、京都府の市道において、府内に営業所を置く法人タクシーが運行中、路上で横になっていた歩行者をひいた。

この事故により、歩行者は死亡した。

事故当時、雨が降っており視界が悪く、タクシーが、路上で横になっていた歩行者に気付くのが遅れ、ひいた模様。

警察は、タクシーがそのまま逃走したとして、運転者を逮捕した模様。

（６）法人タクシーの転落事故

６月７日（日）午後８時１０分頃、岡山県の道路において、広島県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、用水路へ転落した。

この事故により、乗客１名が軽傷を負った。

事故は、タクシーが左折しようとしたところ、道路左側の用水路へ転落した模様。

（７）法人タクシーの衝突事故
６月１１日（水）午前１時３０分頃、和歌山県の国道交差点において、和歌山県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突した。
この事故により、タクシーの運転者１名が死亡し、乗客１名が軽傷を負った。
事故は、タクシーが、変形４差路において、単独で交差点出口の中央分離帯に衝突した模様。

（８）タンクセミトレーラの横転事故
６月６日（土）午前５時３０分頃、岐阜県の県道交差点において、愛知県に営業所を置くタンクセミトレーラが危険物を積載して運行中、横転する事故が発生した。
この事故による負傷者はないが、積載していた危険物のうち、ガソリン約６０００リットルが漏洩した。
事故は、タンクセミトレーラが右カーブとなっている交差点を直進しようとしたところ曲がりきれず、車両の左側面を下に横転した模様。

（９）トラックの衝突横転事故
６月８日（月）午後１０時３０分頃、長野県の自動車専用道路において、山梨県に営業所を置くトラックが運行中、他の大型トラックと衝突し横転した。
この事故により、当該トラックの運転者が死亡した。
事故は、パーキングエリア出口の合流車線において、当該トラックが本線へ合流しようとしたところ、本線を走行していた大型トラックと衝突し、当該トラックは横転して運転者は車外に投げ出された模様。

（１０）タンク車の毒物漏洩事故
６月１０日（水）午前５時２０分頃、京都府の府道において、大阪府に営業所を置くタンク車が塩酸８５００リットルを積載して運行中、後続のトラックに追突され、多量の塩酸が漏洩した。
この事故による負傷者はないが、現場付近の住民等２２名が漏洩した塩酸により、目の痛みなどを訴える軽傷を負った。
事故は、タンク車がコンビニの駐車場へ入ろうしたところ、後続のトラックに追突された模様。

◇◇◇

を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっています。
　また、最近では、部品の取付けや取り外しによって保安基準に適合しなくなるにもかかわらず、違法であるとの認識がないままに改造を行っている使用者も見受けられます。
　このため、国土交通省は、関係省庁、自動車関係団体等と連携し、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現することとしております。特に６月は強化月間として、さらに強力に運動します。
　今年度においては、二輪車について、違法マフラー排除を目的とした街頭検査を、警察当局とも連携して重点的に実施することとしております。

【実施事項】
　１．全国で１６８回の街頭検査を計画
　２．「不正改造車・黒煙１１０番」の設置
　３．不正改造実施者に対する立入検査等
　４．自動車使用者等への啓発

詳しくはこちらをご覧ください。
→　URL：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000107.html

◇◇◇

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1503/cs_p150331.pdf
◇◇◇

の項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。
◇◇◇

対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

◇◇◇

【１２．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。
これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。
また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。
新監査方針は平成２５年１０月１日から施行、新処分基準は平成２５年１１月１日から施行。
詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

んな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆